

2025年4月25日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う
御協力について（依頼）

現行の燃料油価格激変緩和対策事業につきましては、現在、レギュラーガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が185円/L（以下「/L」を省略。）を超える分を全額支援しており、各SS事業者各位の御協力もあり、足元では全国平均で185円程度に小売価格を抑制してきているところです。

本事業につきましては、本年4月22日の総理発言にもあるとおり、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 当面、ガソリン等の当分の間税率（以下「旧暫定税率」という。）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも速やかに対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を実施する。
- (2) 定額の引下げ幅（補助額）については、以下のとおりとする。
 - ・ 旧暫定税率が課されている、ガソリン・軽油：10円
 - ・ 旧暫定税率が課されていない、重油・灯油：5円、航空機燃料：4円
- (3) これらの新たな措置は、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- (4) なお、新たな措置への移行時において、補助後の小売価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、段階的に対応する（1回あたりの価格変動幅を最大5円程度に抑えながら、定額に達するまで、段階的に引き下げ幅（補助額）を拡大する）。

卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけ、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくこと、また、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても、今回の新たな措置について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。また、価格モニタリング調査は引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

以上の内容につき、各 SS 事業者への周知を含め、ご協力の程よろしくお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371

2025年4月25日

燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う
御協力について（依頼）

現行の燃料油価格激変緩和対策事業につきましては、現在、レギュラーガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が185円/L（以下「/L」を省略。）を超える分を全額支援しており、卸売事業者及びSS事業者各位の御協力もあり、足元では全国平均で185円程度に小売価格を抑制してきているところです。

本事業につきましては、本年4月22日の総理発言にもあるとおり、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 当面、ガソリン等の当分の間税率（以下「旧暫定税率」という。）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも速やかに対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を実施する。
- (2) 定額の引下げ幅（補助額）については、以下のとおりとする。
 - ・ 旧暫定税率が課されている、ガソリン・軽油：10円
 - ・ 旧暫定税率が課されていない、重油・灯油：5円、航空機燃料：4円
- (3) これらの新たな措置は、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- (4) なお、新たな措置への移行時において、補助後の小売価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、段階的に対応する（1回あたりの価格変動幅を最大5円程度に抑えながら、定額に達するまで、段階的に引き下げ幅（補助額）を拡大する）。

卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。

つきましては、元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、系列特約店等に対し、各種の機会を利用して、上記の新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）について周知していただくとともに、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけ、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくこと、また、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくことにつきましても、併せて周知していただきますようお願いいたします。

また、元売及び輸入商社の各事業者におかれましても、ガソリン等販売業者に対して差別対価や取引条件等の差別取扱いなど独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確保していただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても、今回の新たな措置について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。また、価格モニタリング調査は引き続き実施いたしますので、系列特約店等に対し、当該調査について御協力いただくことについて、周知をお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371